

工事の余裕期間制度（フレックス方式）について

札幌市が発注する工事において、計画的な工事発注を促進するとともに、受注者の円滑な工事施工体制の整備を図ることを目的とし、発注者があらかじめ設定した全体工期内で、受注者が工事の始期と終期を決定し、受注者が決めた工期により契約を締結する方式です。

余裕期間制度（フレックス方式）の概要

【発注時】

落札決定日の
翌日から5日後

全体工期の終期
(工事完了期限)



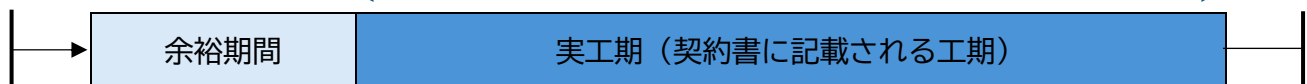
【契約締結時】

落札決定
落札決定日の
翌日から5日後

工事開始日
(工事の始期)

(工事の始期)

全体工期内で受注者が工事の始期と終期を選択



→前払金の請求が可能

落札決定後、契約までの間に、「工期申出書」により工期を申し出。

【余裕期間】

- ・現場の管理は発注者。
- ・資材の搬入。仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手できません。
- ・資機材の発注、労務者確保等の準備は可能。
- ・主任技術者、監理技術者の配置を要しない。

【工期の延長】

契約締結後、労働者や資材等の確保のため工事工程を見直す場合は、全体工期の終期まで、工期延長の請求が可能。

■ 余裕期間の長さについて

6か月を超えない範囲としています。

余裕期間の設定内容については、工事ごとに仕様書等に記載しています。

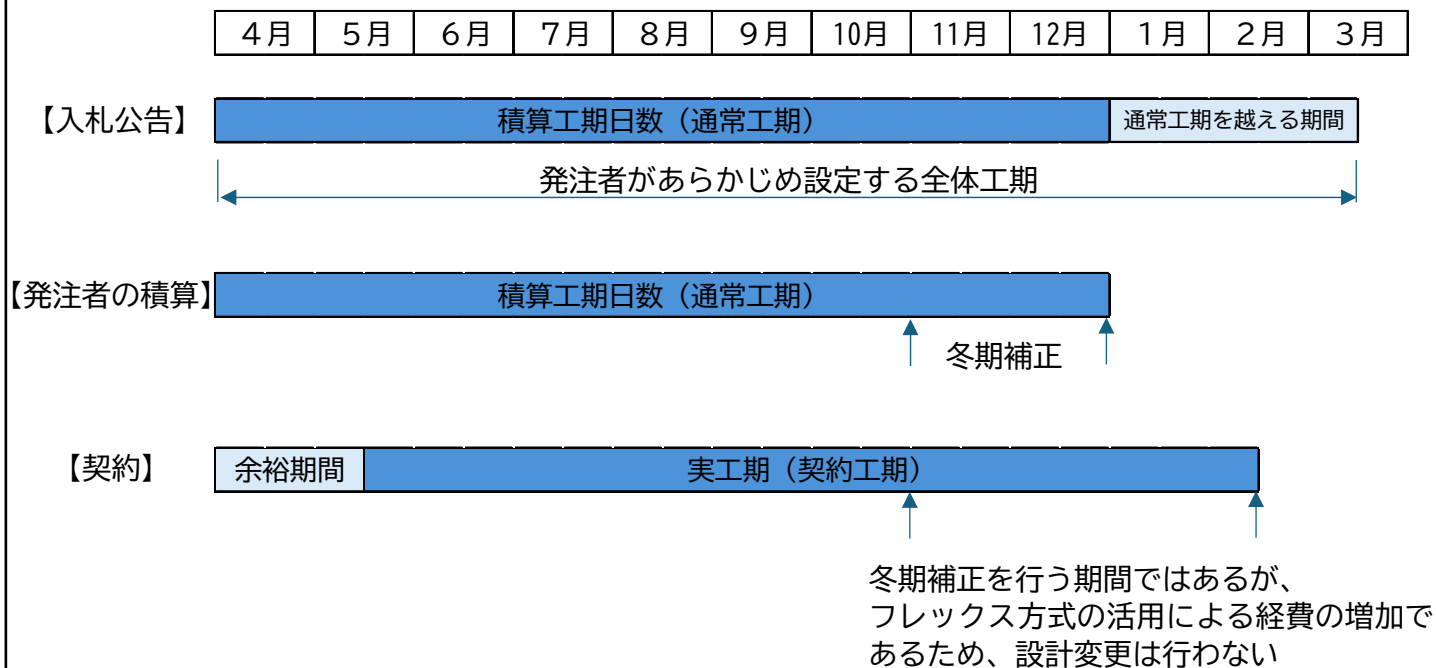
■ 技術者の配置について

- ・余裕期間：技術者の配置は要しません。

現場着手してはいけない期間（資機材の準備は可、現場搬入不可）

- ・実工期：技術者の配置が必要（準備・後片付け期間を含む）

余裕期間制度（フレックス方式）を活用した工事の積算について



その他

■余裕期間制度（フレックス方式）の対象工事

令和7年5月12日以後に告示を行う工事から適用します。

■参照

【札幌市余裕期間制度（フレックス方式）要領】